令和８年（フ）第３４９号
北九州市八幡西区黒崎４丁目６番１―707号、前住所北九州市八幡西区上上津役３丁目10番22号
破産者　坂井　弘子
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３５８号
北九州市八幡西区中の原３丁目11番２号（C棟205）、前住所北九州市八幡西区椋枝２丁目９番38号
破産者　きばいやんせこと　河野　和幸
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３６９号
北九州市八幡西区光貞台２丁目７番５号（201号）、前住所北九州市八幡西区折尾３丁目12番33号
破産者　和麺屋台　桂やこと　福田　克也
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３７０号
北九州市門司区葛葉１丁目５番17号
破産者　長谷川里美
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４１５号
福岡県遠賀郡遠賀町大字別府3201番地の１
破産者　大場　直樹
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２２１号
熊本市中央区国府本町４番６号　エアリー・ラブⅡ　B205
破産者　楠村美沙希
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２６２号
鹿児島県奄美市名瀬小浜町19番１号　ハイツ松元302号、開始決定時の住所鹿児島市向陽１丁目27番14号
破産者　肝付しのぶ
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第６９号
鹿児島県鹿屋市郷之原町12373番地４
破産者　松本　葉子
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第５１５号
札幌市東区北31条東５丁目３番23号
破産者　工藤　美波
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８７２号
札幌市手稲区星置３条９丁目10番14号　テラス星置Ｃ号
破産者　中村　公一
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８９２号
札幌市豊平区豊平４条３丁目１番１―911号
破産者　小林　徳樹
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０３０号
札幌市白石区東札幌２条４丁目11番25―203号
破産者　小林　　桂（旧姓栗山）
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０４２号
札幌市中央区南２条西８丁目４番地４　椿ガーデン1005号
破産者　太田　俊明
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１６０号
北海道旭川市東光２条５丁目２番29号
破産者　南　　淳
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５号
北海道旭川市６条通17丁目82番地の12　三愛ハウス201号
破産者　須藤　　繁
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和６年（フ）第２７号
岩手県宮古市中里団地８番７号
破産者　田子　　浩
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

令和７年（フ）第３１号
宮城県大崎市古川福沼一丁目24番37号
破産者　鈴木百合子
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和７年（フ）第１５４号
宮城県栗原市栗駒菱沼久保３番地１
破産者　氏家　吉廣
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係